資料3:参考資料3

〇水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成27年法律第42号)(抄)

第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画

第三条 主務大臣は、水銀等による環境の汚染の防止に関する対策を総合的かつ計画的に推進し、 あわせて条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀等による環境の汚染の防止に関する計 画を策定するものとする。

- 2 前項の計画において定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項
 - 二 水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項
 - 三 その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項
- 3 主務大臣は、第一項の計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び産業構造審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項の計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(主務大臣等)

- 第二十八条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。
- 一 第三条第一項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による計画の策定及び公表に関する事項については、環境大臣、経済産業大臣並びに特定水銀使用製品の製造に係る事業、新用途水銀使用製品の製造等に係る事業、水銀等貯蔵者の行う事業及び水銀含有再生資源管理者の行う事業を所管する大臣

〇水銀に関する水俣条約(抄)

第二十条 実施計画

- 1 締約国は、当初の評価の後、国内の事情を考慮して、この条約の義務を履行するために実施計画を作成し、及び実施することができる。当該実施計画については、作成の後、速やかに事務局に提出すべきである。
- 2 締約国は、国内の事情を考慮し、かつ、締約国会議による手引その他の関連する手引を参照して、自国の実施計画を再検討し、及び更新することができる。
- 3 締約国は、1及び2に規定する作業を行うに当たり、自国の実施計画の作成、実施、再検討及 び更新を円滑にするため、国内の利害関係者と協議すべきである。
- 4 締約国は、また、この条約の実施を円滑にするため、地域の計画についても調整することができる。